

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | こども・家庭課 | 整理番号 | 2-2-5 |
|-----------------------|--|---------|------|-------|
| 処分の種類                 | 無許可施設に対する事業停止命令  |         |      |       |
| 根拠法令条例等・条項            | 児童福祉法第59条  |         |      |       |
| 処分の概要                 | 無許可施設に対する事業停止  |         |      |       |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>児童福祉法第59条<br/> 行政庁は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。</p> <p>⑤ 行政庁は、第1項に規定する施設について、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>※(認可外保育施設にあつては上記のほか)<br/>別紙のとおり</p> |         |      |       |
| 基準の制定根拠               | 認可外保育施設指導監督要綱(平成16年7月28日付 16教こ第126号)社会部長通知   |         |      |       |